

第411回南国市議会定例会会議録

第7日 令和元年12月19日 木曜日

出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	8番 山中 良成
9番 岩松 永治	10番 西川 潔
11番 土居 恒夫	12番 有沢 芳郎
13番 中山 研心	14番 前田 学浩
15番 村田 敦子	16番 岡崎 純男
17番 野村 新作	18番 浜田 和子
19番 土居 篤男	20番 福田 佐和子
21番 今西 忠良	

—*—

欠席議員

なし

—*—

出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
総務課長 原 康司	参事兼財政課長 渡部 靖
参事兼企画課長 松木 和哉	情報政策課長 岡崎 博英
危機管理課長 山田 恭輔	税務課長 高野 正和
市民課長 崎山 雅子	子育て支援課長 溝渕 浩芳
長寿支援課長 島本 佳枝	保健福祉センター長 土橋 愛
環境課長 谷合 成章	農林水産課長 古田 修章
農地整備課長 田所 卓也	商工観光課長 長野 洋高
建設課長 西川 博由	地籍調査課長 横山 聖二

都市整備課長	若 枝 実	上下水道局長	橋 詰 徳 幸
会計管理者 兼会計課長	秋 田 節 夫	福祉事務所長	池 本 滋 郎
教 育 長	竹 内 信 人	教育次長兼 学校教育課長	伊 藤 和 幸
生涯学習課長	中 村 俊 一	選挙管理委員会 事務局局長	高 橋 元 和
監査委員 長	天 羽 庸 泰	農業委員 事務局局長	弘 田 明 平
消 防 長	小 松 和 英		

議会事務局職員出席者

事務局長	公文知子	次 長	野口裕介
書 記	門脇智哉		

議事日程

令和元年12月19日 木曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和元年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 令和元年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
- 第3 議案第3号 令和元年度南国市土地取得事業特別会計補正予算
- 第4 議案第4号 令和元年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第5 議案第5号 令和元年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第6 議案第6号 令和元年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第7 議案第7号 令和元年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算
- 第8 議案第8号 令和元年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第9 議案第9号 令和元年度南国市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第10号 令和元年度南国市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第11号 南国市簡易給水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第12号 南国市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第13号 南国市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第14号 南国市印鑑条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第15号 南国市税条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第16号 南国市課の設置に関する条例の一部を改正する条例

- 第17 議案第17号 南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第18号 南国市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第19号 南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第20号 南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例及び南国市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する等の条例
- 第21 議案第21号 南国市会計年度任用職員の給与等に関する条例
- 第22 議案第22号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第23 議案第23号 市道の廃止について
- 第24 議案第24号 市道の認定について
- 第25 請願第1号 稲生太陽光発電所造成工事に係る排水に関する請願
- 第26 請願第2号 豪雨災害が多発する中、遊水地における構造物建築の弊害について調査を早急に求める請願
- 第27 承認要求書
- 第28 議員派遣の件

—————*—————

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第28まで

—————*—————

午前10時2分 開議

○議長（土居恒夫） これより本日の会議を開きます。

—————*—————

発言の取り消し

○議長（土居恒夫） この際、お諮りいたします。一般質問における野村議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、発言の取り消しを許可することに決しました。

—————*—————

議案第1号から議案第24号まで、請願第1号、請願第2号

○議長（土居恒夫） この際、議案第1号から議案第24号まで及び請願第1号、請願第2号、以上26件を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長西川潔議員。

＊

令和元年12月17日

南国市議会議長 土 居 恒 夫 様

総務常任委員長

西 川 潔

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
第 1 号	令和元年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳入の部 歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費 第2条繰越明許費の補正 第3条債務負担行為の補正 第4条地方債の補正	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 3 号	令和元年度南国市土地取得事業特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第15号	南国市税条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第16号	南国市課の設置に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決	やむを得ない

		すべきもの	ものと認める
第17号	南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第18号	南国市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第19号	南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第20号	南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例及び南国市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する等の条例	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第21号	南国市会計年度任用職員の給与等に関する条例	原案を可決 すべきもの	附帯決議をつけて認める
第22号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	原案を可決 すべきもの	附帯決議をつけて認める

*

〔10番 西川 潔議員登壇〕

○10番（西川 潔） おはようございます。

総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第3号、議案第15号から議案第22号まで及び請願第2号の11件であります。

去る17日に委員会を開催し、執行部から副市長初め関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和元年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正、歳入の部、歳出第1款議会費、第2款総務費、第9款消防費、第2条繰越明許費の補正、第3条債務負担行為の補正、第4条地方債の補正についてであります。

歳入歳出補正予算の規模は、2億9,109万9,000円の増額であります。その所要一般財源は1億4,770万7,000円の増額で、普通交付税4,014万6,000円、市有地売払収入に係る財産収入501万円、繰越金3億1,814万5,000円並びに諸収入1,429万4,000円を増額計上し、財政調整基金繰入金8,589万1,000円及び退職手当基金繰入金1億4,399万7,000円を減額計上しているもの

であります。

歳出の主なものは、人件費関係では、退職手当2,046万1,000円を増額計上し、退職手当以外の人件費248万8,000円を減額計上、総務費関係では、ふるさと応援基金積立金4,280万1,000円及びふるさと寄附金事業費2,071万円を増額計上、消防費関係では、前浜防災活動拠点施設の実施設業務委託等に係る消防施設費1,150万円を増額計上しております。

また、繰越明許費としまして、土地区画整理事業費3億6,365万9,000円及び公園費9,994万円など8件を追加、また都市再生整備事業費1億8,819万1,000円を補正し3億1,575万円に変更しております。

債務負担行為につきましては、令和2年度から令和3年度までの南国市中央地域交流センター（仮称）建設工事に係る限度額21億9,000万円及び令和元年度から令和2年度までの東京2020オリンピック聖火リレー警備業務委託に係る限度額448万8,000円を追加しております。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号令和元年度南国市土地取得事業特別会計補正予算につきましては、歳出で公債費利子3万8,000円を増額計上し、歳入で土地売払収入3万8,000円を増額計上するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号南国市税条例の一部を改正する条例につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に改正されたことに伴い、固定資産税の免除対象を、改正後の法律に規定する承認地域経済牽引事業の用に供する施設等に変更するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号南国市課の設置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、空き家対策等、地域の実情に応じた住環境整備の推進を図るべく、「住宅課」を新設し、体制の強化を行うため、本条例の一部を改正するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の改正に基づく国家公務員の給与改定に準じて、南国市一般職の職員の住居手当の上限額を引き上げること、勤勉手当の年間の上限額を0.05月分引き上げること及び給料表を改定することであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号南国市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

につきましては、南国市一般職の職員の給与に関する条例が改正され、住居手当の支給の対象となる家賃額の下限が引き上げられることから、企業職員について、一般職の職員に準じた取り扱いとするため、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の改正に基づく国家公務員の給与改定に準じて、南国市一般職の職員の勤勉手当の年間上限額を引き上げることに伴い、市議会議員の期末手当の額を年間で0.05月分引き上げるため、本条例の一部を改正するものであり、一部反対の意見がありましたが、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例及び南国市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の改正に基づく国家公務員の給与改定に準じて、南国市一般職の職員の勤勉手当の年間上限額を引き上げることに伴い、市長、副市長及び教育長の期末手当の額を年間で0.05月分引き上げるため、本条例の一部を改正するものです。また、教育長の勤務条件を、南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例に合わせて規定することとし、南国市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止するものであります。一部反対の意見がありましたが、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号南国市会計年度任用職員の給与等に関する条例につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員の給与等について条例で定める必要があることから、新たに本条例を制定するものであります。

当委員会としては、「会計年度任用職員への移行にあたっては、勤務時間を削減するなど、不利益が生じることなく適正な労働条件の確保が行われなければならない。また、フルタイムの任用が可能であることが法律上明確化されたので、フルタイム型の会計年度任用職員の積極的な活用をされたい。」という附帯決議をつけて、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行され、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、関係条例の整備を行うものであります。

当委員会としては、「会計年度任用職員への移行にあたっては、勤務時間を削減するなど、不利益が生じることなく適正な労働条件の確保が行われなければならない。また、フルタイムの任用が可能であることが法律上明確化されたので、フルタイム型の会計年度任用職員の積極的な活用をされたい。」という附帯決議をつけて、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、請願第2号豪雨災害が多発する中、遊水地における構造物建築の弊害について調査を早急に求める請願につきましては、片山地区に太陽光発電設備の設置計画がある場所は遊水地帯であり、そこに構造物を建築することによる弊害について調査を早急に求めるものであります。

当委員会としては、住民の心配は理解できるが、具体的な計画が示されてから慎重に審議すべきとの結論に達し、継続審査とすべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（土居恒夫） 産業建設常任委員長有沢芳郎議員。

＊

令和元年12月17日

南国市議会議長 土 居 恒 夫 様

産業建設常任委員長

有 沢 芳 郎

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
第 1 号	令和元年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

	木費 第11款災害復旧費		
第 2 号	令和元年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第 4 号	令和元年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算	原案を可決すべきもの	適当と認める
第 7 号	令和元年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算	原案を可決すべきもの	適当と認める
第 9 号	令和元年度南国市水道事業会計補正予算（第 2 号）	原案を可決すべきもの	適当と認める
第 10 号	令和元年度南国市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案を可決すべきもの	適当と認める
第 11 号	南国市簡易給水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第 12 号	南国市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第 23 号	市道の廃止について	原案を可決すべきもの	適当と認める
第 24 号	市道の認定について	原案を可決すべきもの	適当と認める

*

〔12番 有沢芳郎議員登壇〕

○12番（有沢芳郎） おはようございます。

産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、2号、4号、7号、9号、10号、11号、12号、23号、24号の10件及び請願第1号の1件であります。

去る17日に委員会を開催し、関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、以下、順次御報告申し上げます。

まず、議案第1号令和元年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第11款災害復旧費について、主なものは、

農林水産業費関係では、市単独農道水路維持管理費1,900万円及び市単独土地改良事業費1,200万円を増額計上し、次世代型ハウス・農業クラスター促進事業費補助金に係る農業振興育成補助金等事業費4,600万4,000円を減額計上、商工費関係では、企業立地促進奨励金に係る商工振興企業誘致費2,055万3,000円を減額計上し、土木費関係では、東京2020オリンピック聖火リレーのルートとなる道路補修工事等に係る道路維持費660万円を増額計上、災害復旧費関係では、物部川統合堰災害復旧事業等に係る農業用施設災害復旧事業費1,275万9,000円を増額計上しており、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号令和元年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算については、歳入歳出補正予算の規模は、51万4,000円を増額計上であります。歳出において、住宅新築資金等職員人件費51万4,000円を増額計上し、歳入において、繰越金51万4,000円を増額計上するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号令和元年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算については、歳入歳出補正予算の規模は、176万2,000円を増額計上であります。歳出において、農業集落排水職員人件費116万4,000円及び農業集落排水一般管理費59万8,000円を増額計上し、歳入において、一般会計繰入金176万2,000円を増額計上するものであります。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号令和元年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算については、歳入歳出補正予算の規模は、194万3,000円の減額計上であり、歳出において、日章工業団地造成事業費3万1,000円を増額計上し、企業団地造成職員人件費3万1,000円及び公債費利子194万3,000円を減額計上し、歳入においては、一般会計繰入金194万3,000円を減額計上するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号令和元年度南国市水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的支出において、水源地の動力費、固定資産の減価償却費、企業債利息等に係る上水道事業費用を1,536万7,000円増額するものであります。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号令和元年度南国市下水道事業会計補正予算（第1号）については、収益的支出において、設備更新に伴う委託料、使用料徴収事務委託料等の増により下水道事業費用を346万3,000円増額するものであります。資本的収入及び支出においては、資本的収入を61万5,000円増額し、資本的支出を298万円増額するものであります。資本的収入については、管路

の延伸に伴い受益者負担金を増額するものであり、資本的支出については、機構の見直しに伴う人件費等を増額するものであります。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号南国市簡易給水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、北部山間地区の簡易給水施設を順次修繕することに伴い、簡易給水施設から給水を受ける建築物の所有者等から、地方自治法第224条の規定に基づき、分担金を徴収するため、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号南国市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により公営住宅法が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。主な改正の内容は、住宅入居者が認知症患者等であり、収入の申告が困難な場合の家賃の決定の方法について、新たに定めるものであります。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号市道の廃止について、及び議案第24号市道の認定については、本議案の大井川宝蔵線は、都市計画法第29条による開発に伴い、起点が変更となるため、一度市道の廃止を行った後、再度認定を行うもので、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号稲生太陽光発電所造成工事に係る排水に関する請願については、稲生芦ヶ谷から十市緑ヶ丘にかけて計画されている、稲生太陽光発電所の造成工事や降雨時の流下能力への不安感から、同施設の排水同意をしないように求めるもので、紹介議員の前田議員からの請願内容の説明を受けて審査した結果、願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（土居恒夫） 教育民生常任委員長土居篤男議員。

—————*—————

令和元年12月17日

南国市議会議長 土 居 恒 夫 様

教育民生常任委員長

土 居 篤 男

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
第 1 号	令和元年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 5 号	令和元年度南国市国民健康保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 6 号	令和元年度南国市介護保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 8 号	令和元年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第13号	南国市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正 する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第14号	南国市印鑑条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める

＊

〔19番 土居篤男議員登壇〕

○19番（土居篤男） 教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第5号、議案第6号、議案第8号、議案第13号、議案第14号の以上6件であります。

去る12月17日、関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和元年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第10款教育費についてであります。

民生費関係の主なものは、障害者自立支援給付事業費6,561万1,000円及び介護保険特別会計繰出金4,533万3,000円を増額計上し、国民健康保険特別会計繰出金2,286万6,000円を減額計上するものであり、教育費関係の主なものは、久礼田・岡豊・日章小学校のトイレ改修工事設計業務委託等に係る小学校管理費1,254万4,000円を増額計上するものであります。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号令和元年度南国市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。補正予算規模は1億9,510万2,000円の減額計上で、歳出では、一般被保険者療養給付費等の減に伴う保険給付費1億9,484万2,000円等を減額計上するものであり、歳入では、基金繰入金2,406万3,000円及び国庫支出金696万3,000円を増額計上し、国民健康保険税491万9,000円、県支出金1億9,834万3,000円及び一般会計繰入金2,286万6,000円を減額計上するもので、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号令和元年度南国市介護保険特別会計補正予算につきましては、補正予算規模は2億7,056万2,000円の増額計上であります。

歳出では、介護保険職員人件費等の増に伴う総務費235万2,000円、居宅介護サービス給付費等の増に伴う保険給付費3億3,661万円、地域支援事業費725万1,000円等を増額計上し、介護給付費準備基金積立金7,565万6,000円を減額計上するものです。歳入では、介護給付費負担金等の増に伴う国庫支出金8,538万8,000円、支払基金交付金9,285万円、県支出金4,699万1,000円、一般会計繰入金4,533万3,000円を増額計上するもので、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号令和元年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算につきましては、補正予算規模5,685万の増額計上であります。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金5,966万7,000円を増額計上し、後期高齢者医療保険職員人件費の減に伴う総務費281万7,000円を減額計上し、歳入では、後期高齢者医療保険料1,948万8,000円及び繰越金4,017万9,000円を増額計上し、一般会計繰入金281万7,000円を減額計上するもので、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号南国市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきます。

ては、災害弔慰金の支給等に関する法律等が改正されたことに伴い、償還金の支払猶予、償還免除、報告等に当たって適用する同法及び同法施行令の条項番号を改める必要が生じたことより、本条例の一部を改正するもので、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第14号南国市印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、印鑑登録事務に係る成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るため、令和2年3月2日から個人番号カードを利用し、コンビニエンスストアの多機能端末機を介した印鑑登録証明書の交付を開始するため、本条例の一部を改正するもので、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしく願います。

○議長（土居恒夫） これにて委員長の報告は終わりました。

—————*—————

○議長（土居恒夫） これよりただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。3番西山明彦議員。

〔3番 西山明彦議員登壇〕

○3番（西山明彦） 総務常任委員長にお伺いします。

議案第16号南国市課の設置に関する条例の一部を改正する条例についてですけれども、質疑で私が何点か質問させていただきましたけれども、委員会ではやむを得ないものと認めるということですが、その議論、審査の内容がどんなものであったか、お伺いします。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。10番西川潔議員。

〔10番 西川 潔議員登壇〕

○10番（西川 潔） 西山議員の質問にお答えをいたします。

議案第16号に対する審議では、質問よりは課の新設に関しての意見としての発言が多くありました。

質問は、新たな課の必要性でございますけれども、西山議員が本会議で質問をされ、市長が答弁をされたものとほぼ内容でございました。意見、要請としては、新たな課を設置することで、開発関係の事務処理がスムーズにできる人員体制、建築技師の確保も含めてでございますけれども、とるようすることなどが出ました。特段の反対意見もなく、当委員会ではやむを得ないと決しました。以上です。

○議長（土居恒夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

＊

○議長（土居恒夫） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 討論を終結いたします。

＊

○議長（土居恒夫） これより採決に入ります。

議案第1号から議案第13号まで、以上13件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第13号まで、以上13件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居恒夫） 起立多数であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居恒夫） 起立多数であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、議案第18号、以上2件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号、議案第18号、以上2件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居恒夫） 起立多数であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居恒夫） 起立多数であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号から議案第24号まで、以上4件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号から議案第24号まで、以上4件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号を採決いたします。委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（土居恒夫） 起立全員であります。よって、請願第1号は採択することに決しました。

次に、請願第2号を採決いたします。委員長の報告は継続審査の申し出であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、請願第2号は継続審査に付すべきものと決しました。

＊

承認要求書

○議長（土居恒夫） 日程第27、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されております。

＊

承 認 要 求 書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により要求します。

記

1. 事 項 本委員会の所管に属する事項
1. 目 的 所管事項の把握
1. 方 法 委員会開催・調査のための視察等
1. 期 間 調査終了まで

令和元年12月19日

南国市議会議長 土 居 恒 夫 様

総務常任委員長 西 川 潔

産業建設常任委員長 有 沢 芳 郎

教育民生常任委員長 土 居 篤 男

議会運営委員長 岩 松 永 治

＊

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長から提出されました承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって承認することに決しました。

＊

議員派遣の件

○議長（土居恒夫） 日程第28、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきまして、会議規則第159条の規定によりお手元に配付しておりますとおり決定いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元にお配りしましたとおりに派遣することに決しました。

—————*—————

○議長（土居恒夫） この際、お諮りいたします。ただいま決しました議員派遣の内容につきまして、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

議発第1号から議発第6号まで

○議長（土居恒夫） ただいま議発第1号から議発第6号まで、以上6件の意見書等が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

—————*—————

議発第1号

災害対策調査特別委員会設置に関する決議

上記の決議を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年12月19日提出

提出者	南国市議会議員	岩 松 永 治
賛成者	〃	福 田 佐和子
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	丁 野 美 香

賛成者	南国市議会議員	杉	本	理
〃	〃	西	山	明彦
〃	〃	山	中	良成
〃	〃	浜	田	和子

南国市議会議長 土居 恒夫 様

.....

議発第1号

災害対策調査特別委員会設置に関する決議

1. 本議会に災害対策調査特別委員会を設置し、10人の委員をもって構成する。
2. 議会は、本特別委員会に対し、次の事項を付託する。
 - (1) 南海地震対策に関すること。
 - (2) 豪雨災害等自然災害対策に関すること。
3. 本特別委員会は、議会閉会中も活動することができるものとし、議会が本件の終了を議決するまで継続して活動するものとする。

以上、決議する。

令和元年12月19日

南国市議会

-----*

議発第2号

西島園芸団地調査特別委員会設置に関する決議

上記の決議を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年12月19日提出

提出者	南国市議会議員	岩	松	永治
賛成者	〃	福	田	佐和子
〃	〃	中	山	研心
〃	〃	前	田	学浩

賛成者	南国市議会議員	杉	本	理
〃	〃	丁	野	美香
〃	〃	西	山	明彦
〃	〃	山	中	良成
〃	〃	浜	田	和子
〃	〃	西	本	良平

南国市議会議長 土居 恒夫 様

.....

議発第2号

西島園芸団地調査特別委員会設置に関する決議

1. 本議会に西島園芸団地調査特別委員会を設置し、10人の委員をもって構成する。
2. 議会は、本特別委員会に対し、次の事項を付託する。
 - (1) 西島園芸団地に関すること。
3. 本特別委員会は、議会閉会中も活動することができるものとし、議会が本件の終了を議決するまで継続して活動するものとする。

以上、決議する。

令和元年12月19日

南 国 市 議 会

-----*

議発第3号

地域医療を守り公立病院等の維持・存続を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年12月19日提出

提出者	南国市議会議員	今	西	忠	良
賛成者	〃	岩	松	永	治
〃	〃	西	本	良	平

賛成者	南国市議会議員	丁野美香
〃	〃	植田豊
〃	〃	浜田憲雄
〃	〃	山中良成
〃	〃	野村新作
〃	〃	前田学浩
〃	〃	岡崎純男
〃	〃	浜田和子
〃	〃	神崎隆代
〃	〃	中山研心
〃	〃	西川潔
〃	〃	西山明彦
〃	〃	有沢芳郎
〃	〃	福田佐和子
〃	〃	杉本理
〃	〃	土居篤男
〃	〃	村田敦子

南国市議会議長 土居 恒夫 様

.....
議発第3号

地域医療を守り公立病院等の維持・存続を求める意見書

厚生労働省は9月26日、全国の公立・公的病院のうち、424の病院を一方的かつ名指しで「再編や統合の議論が必要な」医療機関との発表を行った。各自治体に20年9月までの方針決定を迫り、当該自治体からは「地域の実情を考慮していない」、「リストを返上すべき」など、疑問と批判の声が相次いで出されている。

地域医療構想や医療費適正化計画の影響で、病床の削減や入院の短縮化による病院追い出し、病院のたらい回しなど「患者難民」が増え続けている。地域のニーズをしっかりと把握し、必要な病床を確保するため、制度を見直さなければならない。また、地域における医療施設の

機能分化を明確にし、院内・病院間・地域の医療の連携を強化して、情報の共有を行うシステムづくり、救急搬送システムや受け入れ医療機関の確保に責任を果たせるよう、国の援助を強化することも急務である。

さらに、地域における医師や看護師など医療従事者の不足は深刻である。医師不足地域に医師を確保する取り組みや、看護師とコメディカルスタッフの増員や労働条件の改善も喫緊の課題となっている。

しかし、公的病院等の会計制度が公営企業会計制度に変わり、赤字経営が演出され、統廃合や民営化を全国の自治体に迫っている。政府が、赤字や採算を理由に再編・統合を打ち出し、民営化を求める圧力がこの流れに拍車をかけている。国公立病院のみならず、日赤病院や社会保険病院、厚生年金病院、労災病院などの公的病院の乱暴な統廃合、民営化や売却は、地域と命の切り捨てにつながるものであり、決して認めることはできない。

よって、国会及び政府においては、下記の事項について実現するよう強く求める。

記

1. 地域医療を守るため公立・公的病院の維持・存続を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月19日

南 国 市 議 会

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	高市早苗様
厚生労働大臣	加藤勝信様

＊

議発第4号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年12月19日提出

提出者	南国市議会議員	福 田 佐和子
賛成者	〃	野 村 新 作
〃	〃	岩 松 永 治
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	浜 田 和 子
〃	〃	神 崎 隆 代
〃	〃	村 田 敦 子
〃	〃	土 居 篤 男
〃	〃	杉 本 理
〃	〃	浜 田 憲 雄
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	西 川 潔
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	有 沢 芳 郎

南国市議会議長 土居 恒夫 様

.....
議発第4号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因になる。

また、最近では鬱や認知症の危険因子になることも指摘されている。加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能の低

下につながり、鬱や認知症につながるのではないかと考えられている。

日本の難聴者率は欧米諸国と大差はないが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本の補聴器の普及が求められる。

しかし、日本において補聴器の価格は片耳当たりおおむね3万円～20万円であり、保険適用ではないため全額自費となる。身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により1割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、約9割は自費で購入していることから、特に、低所得の高齢者に対する配慮が求められる。

欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対し、補助を行っている。

補聴器のさらなる普及で、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考える。

よって、国におかれては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月19日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 様
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 様
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 様
総 務 大 臣	高 市 早 苗 様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
厚 生 労 働 大 臣	加 藤 勝 信 様

＊

議発第5号

スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年12月19日提出

提出者	南国市議会議員	浜田和子
賛成者	〃	野村新作
〃	〃	山中良成
〃	〃	浜田憲雄
〃	〃	植田豊
〃	〃	丁野美香
〃	〃	西本良平
〃	〃	岩松永治
〃	〃	岡崎純男
〃	〃	前田学浩
〃	〃	神崎隆代
〃	〃	中山研心
〃	〃	今西忠良
〃	〃	西川潔
〃	〃	西山明彦
〃	〃	有沢芳郎

南国市議会議長 土居 恒夫 様

.....
議発第5号

スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める意見書

農林水産業や食品産業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、省力化、人手の確保、負担の軽減が大きな課題となっている。例えば、機械化が難しいとされ手作業でなければできない危険な作業や、きつい作業が残されていたり、選果や弁当の製造・盛り付けなど多くの雇用労力に頼っているが、労働力の確保が困難であったり、一人当たりの作業面積の拡大といった点に改善が期待されている。

こうした状況を打破するため、政府は2022年度までに、さまざまな現場で導入可能なスマート農業技術が開発され、農業者のスマート農業に関する相談体制が整うなど、スマート農業の本格的な現実実装を着実に進める環境を整えるため、「農業新技術の現場実装推進プログラム」に即した取り組みを進めようとしている。これにより、農業現場が抱える農業従事者の減少や農業の生産性の向上といった課題に対応することが期待されるが、各々の施策が着実に現場において推進されなければならない。

そこで、「農業新技術の現場実装推進プログラム」が農業者だけでなく、企業、研究機関、行政機関などの関係者を巻き込んで推進できるよう、下記の事項に取り組むことを求める。

記

1. 農業経営の将来像を示し、先進的な農業経営の姿を地元の生産条件を加味し、営農類型をよく把握した上で提示すること。
2. 技術ごとのロードマップを示し、実証・市販化・普及を農業者が求める技術やサービスとして提示できるよう現場の意見を把握しながら推進すること。
3. 技術実装は「失敗と成功」の不断の努力が必要であり、K P I を把握しつつも農業の特性に応じた中長期の実践を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月19日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三 様

農 林 水 産 大 臣 江 藤 拓 様

—*—

議発第6号

全ての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年12月19日提出

提出者 南国市議会議員 杉 本 理

賛成者	南国市議会議員	土居篤男
〃	〃	村田敦子
〃	〃	福田佐和子
〃	〃	中山研心
〃	〃	今西忠良
〃	〃	西川 潔
〃	〃	西山明彦

南国市議会議長 土居 恒夫 様

.....
議発第6号

全ての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書

2019年10月から幼児教育・保育の無償化が実施された。幼児教育・保育の無償化は、全ての子どもに質の高い幼児教育・保育の機会を保障する重要な施策であるが、今回の無償化の内容については、保育の質の確保など子どもの権利保障の観点から懸念すべき事項が指摘されている。無償化の実施にあたっては、保育の質を確保すること、地方自治体に新たな負担を強いな
いこと、また、喫緊の課題である待機児童解消や保育士の増員と処遇改善を後退させないこと
が必要である。

よって、国においては、必要な財源を確保し、全ての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化を実現されるよう、以下について要望する。

記

1. 幼児教育・保育の無償化にあたっては、地方自治体に財政負担が生じないよう全額国費で行うなど、国として必要な措置を講じること。
2. 保護者や施設に負担を強いる（物価調整額も含めた）公定価格の減額はしないこと（還元すること）。
3. 給食食材費は、実費徴収化ではなく無償化の対象とすること。
4. 無償化の対象とされている認可外保育施設については、認可施設と同等の保育を保障できるよう、認可化の促進、指導監督の強化など、国として必要な措置を講じること。
5. 保育の質的・量的拡充が停滞することがないよう、国として十分な予算を確保すること。

特に、待機児童の解消については、無償化によって需要が喚起されることが予測されるため、国として認可保育所の整備計画を立て、保育所等整備交付金の増額など支援の拡充、必要な財政措置を行うこと。保育士等職員の配置基準の改善、賃金の引き上げなど処遇改善のために公定価格の改善など、必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月19日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 様
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 様
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
厚 生 労 働 大 臣	加 藤 勝 信 様
文 部 科 学 大 臣	萩 生 田 光 一 様
内閣府特命担当大臣	加 藤 勝 信 様

(少 子 化 対 策)

＊

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。この際、以上6件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

＊

○議長（土居恒夫） この際、議発第1号から議発第4号まで、以上4件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました4件は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

○議長（土居恒夫） これより採決に入ります。

議発第1号から議発第4号まで、以上4件を一括採決いたします。以上4件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、議発第1号から議発第4号まで、以上4件は原案のとおり可決されました。

—————*—————

○議長（土居恒夫） 次に、議発第5号を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提案理由の説明を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。15番村田敦子議員。

〔15番 村田敦子議員登壇〕

○15番（村田敦子） 議発第5号スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める意見書についてお聞きをします。

農業者の高齢化、担い手不足等に対する支援が必要であることは周知の事実ですが、記、以下の1、2、3の文言ではどういう支援を求めるのかイメージが湧きませんので、具体的な説明を求めます。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。18番浜田和子議員。

〔18番 浜田和子議員登壇〕

○18番（浜田和子） 村田議員さんの御質問にお答えをいたします。

今回、御質問をいただきまして、説明のための後押しをしていただきましたことに、まずお礼を申し述べます。

農業の現場におきまして人手不足が進んでいくことは、御認識いただいております。政府は、労働力の確保や1人当たりの作業面積の拡大に対する改善を2022年度までに行うべき取り組みといたしまして、本年6月に農業新技術の現場実装推進プログラムを作成いたしました。近年発展著しいICTやロボット技術、AI等の先端技術は、肥料、農薬等の資材費の削減や農業生産の効率化、農産物の高付加価値化など、意欲ある農業者がみずからの経営戦略を実現し、競争力を向上するための強力なツールになることが期待されています。

農業者は、生産条件や経営戦略等に最も適した新技術を選択して導入することになりますが、目指すべき先進的な農業経営の将来像を示していただく際に、地元の生産条件や水田作、畑作、野菜、果樹、家畜などの営農類型をよく把握した上で提示するよう国に求めるというのが1番目の項目でございます。

そして、2項目めは、農業新技術の開発、販売、サービスの提供などを行う民間企業、農業研究機構及び関連研究機関などを対象に調査を実施して、各技術のロードマップを示していくこと、例えば、ロボットトラクターが実証を行い販売される時期はいつなのか、タイムラインを示す、また安全対策や使用方法に関するルールを明確にするなどの課題がございますので、そういったことを提示していくことを求め、その際には現場の意見を把握しながら推進することを求めるものでございます。

3点目は、農業者がどうすれば今より経営を発展できるか試行錯誤しながら段階に応じた方策に取り組んでいくわけですから、失敗と成功を繰り返し行うこととなります。農業の特性に応じた中・長期の取り組みとなりますので、それを支えるために中・長期で支援をしていくことを国に求めるということでございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 質疑を終結いたします。

—————*—————

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。本案につきましては、委員会付託、討論を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（土居恒夫） これより採決に入ります。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（土居恒夫） 起立全員であります。よって、議発第5号は原案のとおり可決されました。

—————*—————

○議長（土居恒夫） 次に、議発第6号を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（土居恒夫） これより採決に入ります。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居恒夫） 起立少数であります。よって、議発第6号は否決されました。

ただいま設置されました災害対策調査特別委員会及び西島園芸団地調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたします。

杉本 理議員	丁野 美香議員	西本 良平議員
浜田 憲雄議員	山中 良成議員	岩松 永治議員
西川 潔議員	中山 研心議員	浜田 和子議員
福田佐和子議員		

以上10人を災害対策調査特別委員に

西山 明彦議員	神崎 隆代議員	植田 豊議員
有沢 芳郎議員	前田 学浩議員	村田 敦子議員
岡崎 純男議員	野村 新作議員	土居 篤男議員
今西 忠良議員		

以上10人を西島園芸団地調査特別委員に指名いたします。

—————*—————

○議長（土居恒夫） 以上で今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

これにて第411回南国市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前10時50分 閉会